明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三五四）　二

○畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五五）　三

○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（三五六）　三

〔省　令〕

○輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令（**法務・財務**二）　三

○土地改良法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**八二）　三

〔告　示〕

○無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件（**総務**三九九）　三

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**二三二～二三四）　五

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**二三五）　五

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**二二）　六

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二三）　六

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二四）　六

○雇用保険法第二十四条の二第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（**厚生労働**三九一）　七

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二四四〇）　七

○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**二四四一）　八

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**二四四二）　八

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一五三九、一五四〇）　八

○Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件（**同**一五四一）　八

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した告示の一部を改正する件（**防衛**二五六）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**一九八～二〇四）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**三三〇～三三二）　九

○道路に関する件（**北陸地方整備局**八三、八四）　九

○道路に関する件（**北海道開発局**一八九～一九五）　一〇

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**三四、三五）　一一

〔国会事項〕

官庁事項　一一

〔叙位・叙勲〕

諸事項　一三

〔皇室事項〕

諸事項　一三

〔官庁報告〕

官庁

財団、公印無効関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等

警察共済組合役員の就・退職関係　一三〇

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。